

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

〇〇〇（以下「甲」という。）と熱海市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康にかかる被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）及び開放可能日等は熱海市クーリングシェルター（「涼み処」）協力届出書に掲げる通りである。

（施設の管理）

第4条 前条の管理責任者は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

2 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第5条 甲は、環境省による情報伝達システムに登録し、熱中症特別警戒情報の発表情報を得るものとする。

2 甲は、前項の情報を得たときは、当該熱中症情報の発表期間中、第3条に定める開放可能日等において、同条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じて乙に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第6条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第3条に定める開放可能日等において、同条に定める供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（変更の協議）

第7条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の3箇月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 氏 名
所在地

乙 氏 名 熱海市
市長 齊藤 栄
所在地 熱海市中央町1-1